

福井県議会規則第 号

福井県議会議規則の一部を改正する規則(案)

福井県議会議規則(昭和四十八年福井県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請願文書表) 第九十条 (略)</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の氏名(法人の場合には、その名称および代表者の氏名)、請願の要旨、紹介議員の氏名および受理年月日を記載する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第百十四条 削除</p>	<p>(請願文書表) 第九十条 (略)</p> <p>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所および氏名(法人の場合には、その所在地ならびにその名称および代表者の氏名)、請願の要旨、紹介議員の氏名ならびに受理年月日を記載する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(禁煙) 第百十四条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

請願文書表の記載事項の見直し等に伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出する。